

【指定就労継続支援A型事業所 経営改善計画書】

事業所名称	みらいく大手町		代表者指名	三浦 豊	
事業所所在地	広島市中区大手町1-1-20 相生橋ビル5F				
連絡先	電話番号	082-541-7565		FAX番号	082-541-7565
職員数	5	定員	20	利用者数	21 (うち身体 5 知的 4 精神 12 その他)
事業所の設置主体	社会福祉法人 ・ 民間企業 ・ NPO法人 ・ その他			設立年月日	
改善計画期間	29年 8月 1日 ~ 30年 7月 31日 (1年間とすること)				

1 現在、指定基準第192条第2項を満たすことができていない理由と具体的改善策

(詳細かつ具体的に記載すること)

(未達成理由) 受託予定だった業務の難易度や条件が高く、比較的難易度の低い業務はできているが、そこからのステップアップやレベルアップがうまくいっていない。 違う視点から新たに仕事の構築を行なっているが、まだ結果まで出せていない。	(具体的改善策) 自社製品の製作と販売 (特に観光地広島ならではのインバウンド系) 上記に付随して販路拡大のためのネット通販・販売経路の構築とそれに関わる業務を一括して行うことで、高単価の確保を目指しつつ、物を作ることで、自分の商品が売れる喜び等も感じてもらう。 仕事の需要はあるが人手が足りない職種への参入。各種清掃系業務、メンテナンス・スマホ修理、リペア業務。全国的に成功している他事業所の業務への挑戦 (洗車等)
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 現在の事業内容及び計画期間を通じて実施する事業内容

現在の事業内容	計画期間を通じて実施する事業内容
内職軽作業・清掃業務・自社製品の製作、販売	仕事の需要はあるが人手が足りない職種への参入。清掃系業務の拡大と充実を目指しハウスクリーニングや洗車等の業務へ挑戦し業務を受託。 スマホ修理、リペア業務は修理専門店舗のバックヤードで修理業務の訓練と実務を実施。

(※) 事業内容には、生産活動の内容、対象顧客、市場動向、競合相手の動向、改善後の事業内容に主に従事する者の数や属性 (どのような資格、経験等を持った者が担当するか等) について詳細に記載すること

3 現在の生産活動に係る事業の収入額及び計画期間を通じて達成する事業収入目標額 (1年間の額を記載)

現在の収入額	計画期間を通じて達成するべき目標収入額
1401741円	20400000円
(主な費目) 内職軽作業工賃・清掃業務工賃 (施設外) ・ 自社製品の売上	(積算根拠) 平均利用者数: 20人 平均労働時間: 4.5H 当社平均時給: 800円 平均利用日数: 22日 12ヶ月 = ¥19008000

(注) 目標収入額は、「平均利用者数×平均労働時間×最低賃金額×平均利用日数×12か月」以上の額でなければならない。

4 現在の生産活動に伴う経費及び計画期間を通じて達成する必要経費の見込額 (1年間の経費を記載)

現在の経費	計画期間を通じて見込まれる経費
248199円	1200000円
(主な費目) 車両維持費、作業用備品、文房具、自社製品部品費	(積算根拠) 自社製品材料: 40万 ハウスクリーニング業務必要経費: 30万 洗車業務必要経費: 30万 リペア業務必要経費: 20万 120万/年 10万/月

5 生産活動に係る事業の収入-生産活動に伴う必要経費

現在の「収入-経費」	計画期間後の「収入-経費」
1153542円	19200000円

6 現在の利用者の総賃金額及び計画期間後の利用者の総賃金額

現在の支払い総賃金額	計画期間後の支払い総賃金額
20892800円	19008000円
(積算根拠) 平成28年度支給実績を参照	(積算根拠) 平均利用者数: 20人 平均労働時間: 4.5H 当社平均時給: 800円 平均利用日数: 22日

事業所代表者署名欄 代表取締役 三浦 豊



※「現在」はいつでも、指定基準第192条第2項を満たさないと判断された前年度1年間のものを記載すること。
※その他、社会福祉法人会計基準に基づく会計書類等、地方公共団体が必要と認める書類を添付させること。

